

# 市有地売却に係る入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令第 167 条の 6 の規定により、次のとおり公告します。

令和 4 年 11 月 8 日

佐倉市長 西 田 三十五

## 1 売払い財産

土地の所在		地目	地積(m <sup>2</sup> )	予定価格 (最低売却価格)
佐倉市井野字油免	1117 番 17	山林 (宅地)	43.30	2,515,730 円

(1) 物件は、現状有姿での引渡しとなります。

## 2 入札に参加することができない方

この公告日現在において、次のいずれかに該当する方はこの入札に参加することができません。

- 満 18 歳未満の者 ただし、その親権者などが代理人として参加できる場合は除きます。
- 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当する者
- 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項第 1 号から第 7 号までの規定に該当する者で、当該事実があった日から 3 年を経過しない者
- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）（以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）に該当する者
- 暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員と密接な関係を有する者に該当する者

なお、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者とは次のいずれかに該当する者をいいます。

①当該入札物件を暴力団の所有物その他これに類するものの用に供しようとする者

②次のいずれかに該当する者

(ア) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合は、その役員、その支店又は営業所の代表者その他経営に実質的に関与している者を、団体である場合は、その代表者、その理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団又は暴力団員である者

(イ) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者

(ウ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど

直接的にあるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者  
(エ) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者  
(オ) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者

### 3 市有地売却一般競争入札案内書の配布期間及び配布場所並びに問い合わせ先

入札に参加を希望される方は、必ず市有地売却一般競争入札案内書の配布を受けてください。

#### (1) 配布期間及び時間

ア 令和4年11月8日(火)から令和4年12月6日(火)まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日・休日は除きます。)

イ 午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時の間は除く。)

#### (2) 配布場所

ア 佐倉市役所土木部道路建設課(市庁舎2号館2階)

※郵送配布を希望する場合は、市有地売却入札案内書郵送配布希望と書いた封筒に、返信用切手と返信先の宛先を記入したA4サイズが折らずに入る封筒を入れて、(3)問い合わせ先まで送付してください。

イ 佐倉市ホームページ・道路建設課「令和4年度市有地の売払いについて」のページ

<https://www.city.sakura.lg.jp/soshiki/dorokensetsuka/16540.html>

※現地写真につきましても、上記イのページからダウンロードできます。

#### (3) 問い合わせ先

〒285-8501 佐倉市海隣寺町97番地

佐倉市役所土木部道路建設課 用地班(電話 043-484-6113)

### 4 入札保証金

#### (1) 入札保証金

入札に参加するためには、入札保証金の納付が必要となります。その額は、入札金額の100分の5以上(円未満切上げ)とします。

#### (2) 納付方法

入札参加申込み及び入札をする前に、市有地売却一般競争入札案内書に添付してある納付書兼領収書により、佐倉市指定(収納代理)金融機関(納付書兼領収書の裏面をご覧ください。)から納付してください。

### 5 入札手続き

#### (1) 入札期間

令和4年11月15日(火)から令和4年12月6日(火)まで

(土曜日、日曜日及び国民の祝日・休日は除きます。)

#### (2) 入札方法

ア 入札方法は、持参又は郵送(一般書留又は簡易書留に限ります。)のいずれかに限ります。

イ 持参の場合は、上記(1)の期間中の午前8時30分から午後5時まで(正午から午後1時の間は除きます。)の間に、下記へ提出してください。

**【提出先】**

佐倉市海隣寺町 97 番地（市庁舎 1 号館 5 階）

佐倉市役所財政部契約検査課 契約班（電話 043-484-6111）

※なお、提出時に持参された方の氏名等を確認させていただきますのでご了承ください。

ウ 郵送（一般書留又は簡易書留に限ります。）の場合は、上記（1）の期間中に下記へ郵送してください。入札期間最終日（令和4年12月6日）必着とします。

**【郵送先】**

〒285-8501 佐倉市海隣寺町 97 番地

佐倉市役所財政部契約検査課 契約班

エ 入札回数は、1回とします。

**（3）提出書類**

個人で入札に参加する場合 次のア、イ、ウ、エ、オ、（カ）、キ、クの書類

法人で入札に参加する場合 次のア、イ、ウ、エ、オ、（カ）、キ、ケ、コの書類

個人・法人ともに提出が必要な書類

ア 入札参加申込書兼入札保証金提出書

イ 上記4（2）で納付した入札保証金の金融機関領収印が押印されている納付書兼領収書の写し

ウ 入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書

エ 誓約書

※代理人を立てる場合でも、申込者本人の誓約書を提出してください。

※共同入札の場合は、共有者全員分の誓約書を提出してください。

オ 印鑑証明書（発行日から3か月以内のもの。写し不可。）1通

※法人が参加する場合は、法人代表者印の印鑑証明書です。

※代理人を立てる場合は、代理人の印鑑証明書も提出してください。

※共同入札の場合は、共有者全員分の印鑑証明書を提出してください。

カ 委任状（代理人を立てる場合のみ。）

キ 入札書（入札書提出用封筒に入れ、封印したもの）

個人の場合のみ提出が必要な書類

ク 住民票（発行日から3か月以内で個人番号の記載のないもの。写し不可。）1通

※共同入札の場合は、共有者全員分、代理人申請の場合は、申込者本人分と代理人分の住民票（代理人が法人の場合は、代理人の登記事項証明書）を提出してください。

法人の場合のみ提出が必要な書類

ケ 登記事項証明書（発行日から3か月以内のもの。写し不可。）1通

※現在事項証明書または履歴事項証明書に限ります。

※代理人申請の場合には、申込者分と代理人分の登記事項証明書（代理人が個人の場合は、代理人の住民票）を提出してください。

コ 役員等名簿

※登記事項証明書に記載されている役員等全員について記載してください。

**（4）入札書等の提出方法**

ア 入札書等は、指定の封筒及び指定の入札書書式を用いてください。

イ 市有地売却一般競争入札参加申込書等封筒には、上記（3）の提出書類を入れてください。

ウ 入札書は、指定の入札書提出用封筒に入れ、必ず封印の上、上記イの封筒に同封してください。

## 6 開札

### （1）開札の日時

令和5年1月12日（木） 午前9時30分から

### （2）開札の場所

佐倉市役所1号館 6階 第1会議室

### （3）開札の方法

ア 開札は、開札立会人の立会いのもと公開して行います。

イ 開札立会人は、入札執行者の指定した入札事務に関係のない職員をもって充てます。

ウ 入札参加者その他の傍聴は自由としますが、開札会場その他の事情により傍聴人の数を制限することがあります。

### （4）無効となる入札

無効となる入札は、入札に参加する資格がない方が行った入札、入札保証金を納付しない方が行った入札及び入札書に記載した金額を訂正しているもの等、入札心得書第9項に定めるとおりとします。

### （5）落札者の決定方法

有効な入札のうち、予定価格（最低売却価格）以上で、最高の価格をもって入札された方を落札者として決定します。なお、落札者となるべき同価格の入札をした方が2人以上いる場合には、開札後、指定する日時場所において、当該入札者によるくじ引きで落札者を決定します。その際くじを引かない方があるときは、入札事務に関係の無い職員にくじを引かせるものとします。

### （6）落札価格（売買代金）の決定

落札者の入札書に記載された価格をもって落札価格（売買代金）とします。

## 7 契約

### （1）契約書の作成

この公告の土地の売払いの契約に当たっては、契約書の作成が必要となります。落札者は、落札決定の日から7日以内に契約を締結してください。

### （2）契約保証金

契約の締結に当たっては、契約保証金の納付が必要となります。その額は、落札価格（売買代金）の100分の10以上（円未満切上げ）とします。

### （3）費用の負担

契約の締結及び履行に関して必要となる一切の費用は、落札者の負担とします。

### （4）売買代金の納付

落札者は、売買代金と契約保証金との差額について、佐倉市が発行する納入通知書により、納入通知書に記載された納付期限までに納付しなければなりません。

## (5) 利用の制限

落札者は、落札した物件を契約日から10年間、次の用途に使用することはできません。

ア 暴対法第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用に使用すること。

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条第1項に規定する観察処分の決定を受けた団体の事務所その他これに類するものの用に供すること。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、及び第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供すること。

エ ア、イ又はウの用に供されることを知りながら、入札物件の所有権を第三者に移転し、又は貸し出し、使用させること。

## (6) 契約不適合責任

契約の締結後、売買土地に、種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）があった場合は、買受人が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に定める消費者に該当する場合には、売買土地の引渡し後1年以内に、契約不適合である旨を市に通知した場合に限り、当該契約不適合に係る代金減額請求等を行うことができます。

## 8 留意事項

(1) 提出された入札参加申込書兼入札保証金提出書等は、返却しません。

(2) 異議申立て

ア 入札参加者は、入札後、物件調書等の不明その他いかなる理由をもっても、異議を申し立てることはできません。

イ 入札の執行は、佐倉市の都合により、又は入札を公正に執行することができないと認めるときは、開札の日時を延期し、又は取りやめることがあります。この場合において、入札参加者は、異議を申し立てることはできません。

(3) 入札の参加のために提出された書類等に記載された個人情報、入札事務のみに使用し、その他の目的には使用しませんが、入札参加資格確認等のため、警察当局へ情報提供する場合があります。

(4) 落札者が、正当な理由なく契約を履行しなかったときは、その事実があった後、一定期間一般競争入札に参加することができないことがあります。

(5) この公告に記載する事項以外の事項については、市有地売却一般競争入札案内書のとおりとします。

## 9 担当

(1) 事業担当

土木部道路建設課

電話：043-484-6113

ファクシミリ：043-486-2505

(2) 入札執行担当

財政部契約検査課

電話：043-484-6111

ファクシミリ：043-486-1919